

由利本荘市子どもの生活応援計画

平成29年度～平成33年度

由利本荘市

－ 目次－

第1章 計画策定にあたって	
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子どもの貧困の現状と課題	3
1 現状	3
(1) 我が国の子どもの貧困について	3
(2) 本市における状況について	4
(3) アンケート調査の結果概要	7
2 アンケート結果からみた分析と課題	14
第3章 計画の基本的な考え方	16
第4章 施策の展開	17
第5章 計画の推進	26
1 計画の推進体制	26
2 計画の進捗管理と計画の見直し	26
3 各種施策の周知について	26

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもや、その世帯の問題が深刻化しています。

国民生活基礎調査によると、子どもの相対的貧困率は、平成24年には16.3%と、子どものおよそ6人に1人が貧困状態にあるという過去最悪の状況にあり、子どもの健全な育成のためには、国を挙げて子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

このような状況の中、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

たとえ、どのような社会状況にあっても、家庭の生活困窮が原因で、子どもたちの健全な成長や、自らの夢の実現に向けた進路選択に影響が生じるようなことがあってはなりません。

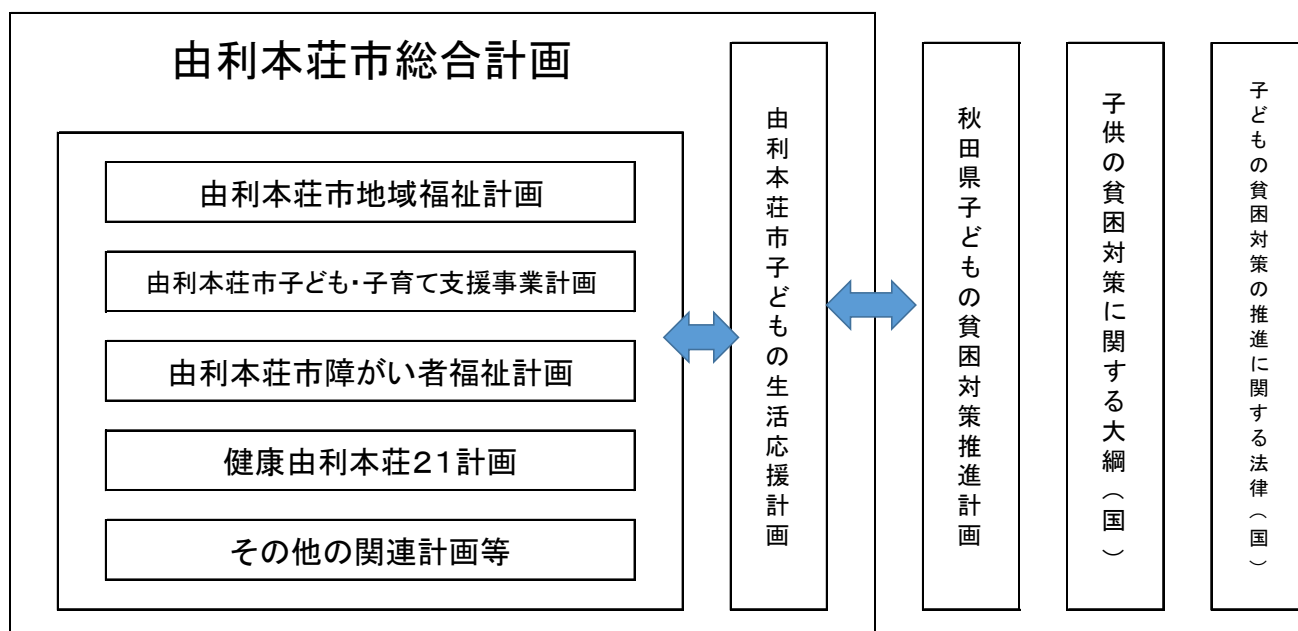
子どもの貧困対策の着実な推進に向け、貧困の問題を抱える子どもたちの状況をできる限り早期に把握するとともに、その問題が深刻化する前に適切な支援につなげることが大切です。

このため、本市においても、国の子どもの貧困対策や県の取り組みと連携し、支援が確実に届く仕組みづくりや施策の展開を推進することを目的として、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、計画策定に関する規定は都道府県にあり、市町村には規定がありません。しかし、「子どもの貧困対策に関する大綱」においても、“官民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げていることから、本市においても、秋田県の計画と連携し、整合性を図りながら本計画を策定します。

本計画の策定にあたっては、「由利本荘市総合計画」を上位計画とし、「由利本荘市地域福祉計画」、「由利本荘市障がい者福祉計画」、「健康由利本荘21計画」といった各個別計画との調和を図りながら、子どもの貧困対策に資する取り組みについて、一体的な推進を目指します。



3 計画の期間

計画期間は、「子供の貧困対策に関する大綱」がおおむね5年ごとに見直しを検討するとされていることを踏まえ、平成29年度から33年度までの5年間とします。

ただし、中期的な視点から対策を講じるとともに、必要に応じ見直しを行うこととします。

第2章 子どもの貧困の現状と課題

1 現状

(1) 我が国の子どもの貧困の状況

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、我が国における平成24年の相対的貧困率は16.1%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合(=「子どもの貧困率」)は16.3%となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率は54.6%と、ひとり親世帯などで子どもを養育している家庭が特に生活に困窮している状況にあります。

貧困率の推移

(単位: %)

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
貧困線	135万円	144万円	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

国民生活基礎調査(厚生労働省)

子どもの貧困率について

1 相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。

2 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

3 子どもがいる現役世帯の貧困率

① 「大人が一人」の貧困率とは、

現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員(祖父母、18歳以上の兄弟など)も含まれます。

② 「大人が二人以上」の貧困率とは、

現役世帯のうち、「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

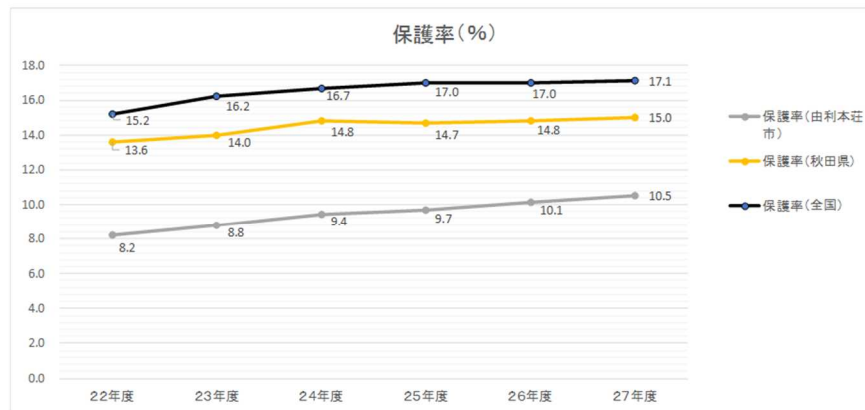
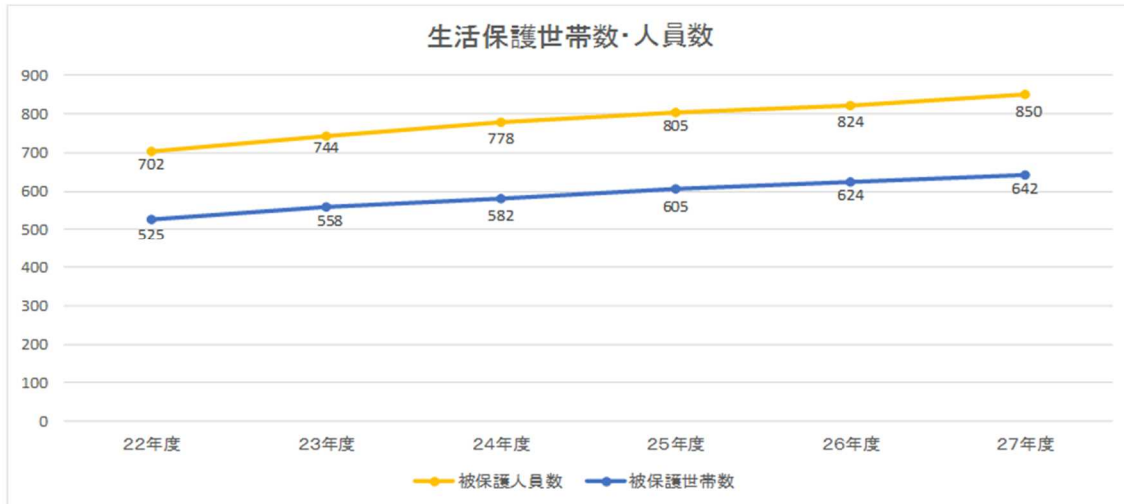
(2) 本市における状況について

○生活保護世帯の状況

(1)保護率

本市の被保護世帯数及び人員数は、平成27年度には642世帯、850人となっており年々増加し、平成22年度から約1.2倍となっている。保護率は秋田県、全国に比べ低い。

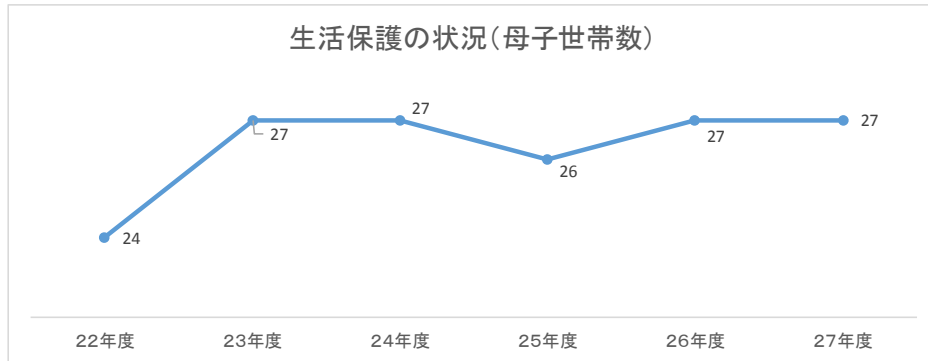
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
被保護世帯数	525	558	582	605	624	642
被保護人員数	702	744	778	805	824	850
保護率(由利本荘市)	8.2	8.8	9.4	9.7	10.1	10.5
保護率(秋田県)	13.6	14.0	14.8	14.7	14.8	15.0
保護率(全国)	15.2	16.2	16.7	17.0	17.0	17.1



(2) 母子世帯

母子世帯数は大きな変化は見られない。

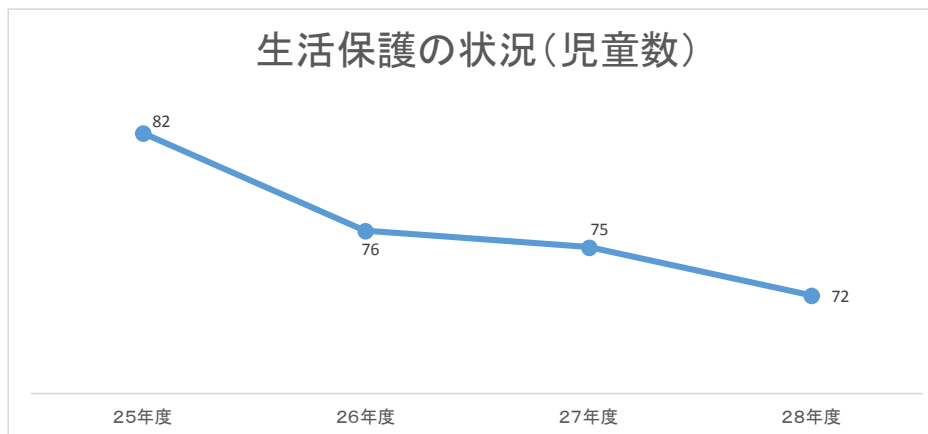
年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
世帯数	24	27	27	26	27	27



(3) 児童数

児童数は減少傾向にある。

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童数	82	76	75	72



(4) 生活保護世帯の子どもの進学率

①中学卒業後の進路では進学が6人。内訳は全日制高校が5人、特別支援学校が1人。②高校中退は2人。③の高校卒業後の進路は、大学1人、専修学校2人、就職2人、その他2人でいずれもひとり親世帯である。

①高校進学数

	人数	うち、 ひとり親
進学	6	4
就職	1	1
計	7	5

②高校中退

定時制	1
通信制	1

③高校卒業進路

		人数	うち、 ひとり親
就職	正規	1	1
	一時雇用	1	1
進学	大学	1	1
	専修学校	2	2
その他		2	2
計		7	7

○就学援助の状況

①小学校

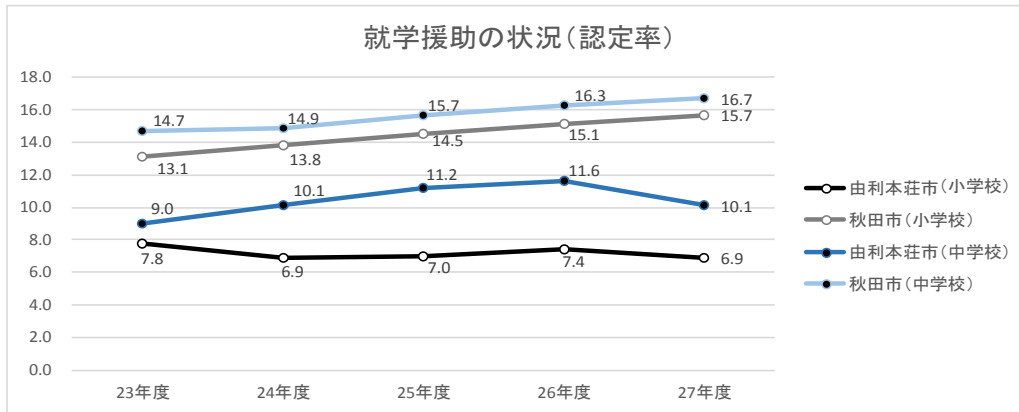
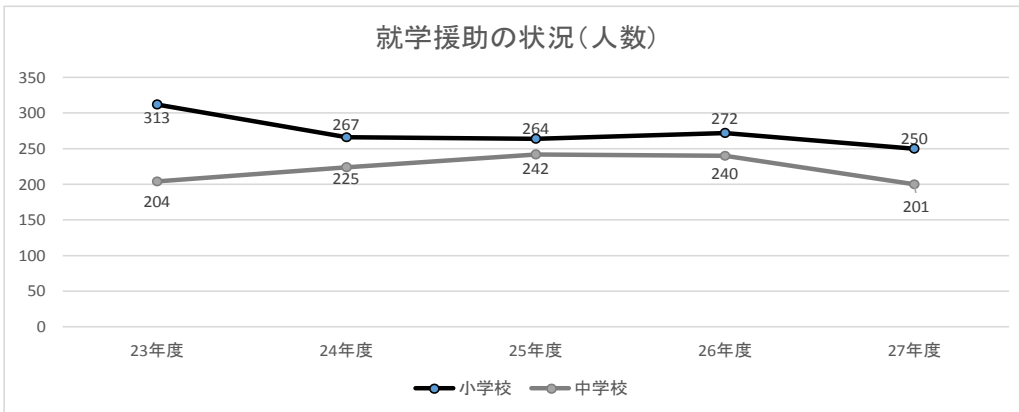
小学生に対する就学援助の認定者数は平成27年度で250人、認定率は6.9%となっており、減少傾向にある。秋田市の認定率と比較すると9ポイント近く低い。

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人数	313	267	264	272	250
認定率	7.8	6.9	7.0	7.4	6.9
秋田市	13.1	13.8	14.5	15.1	15.7

①中学校

中学生に対する就学援助の認定者数は平成27年度で201人、認定率は10.1%となっており、増減が激しい。小学校より認定率は高いが、秋田市より6ポイント以上低い。

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人数	204	225	242	240	201
認定率	9.0	10.1	11.2	11.6	10.1
秋田市	14.7	14.9	15.7	16.3	16.7



○母子父子寡婦福祉資金等

件数が増えてきているが、全体数が少ない

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
修学資金	2			2
修業資金		1	1	
生活資金				2
修学支度資金	1			1

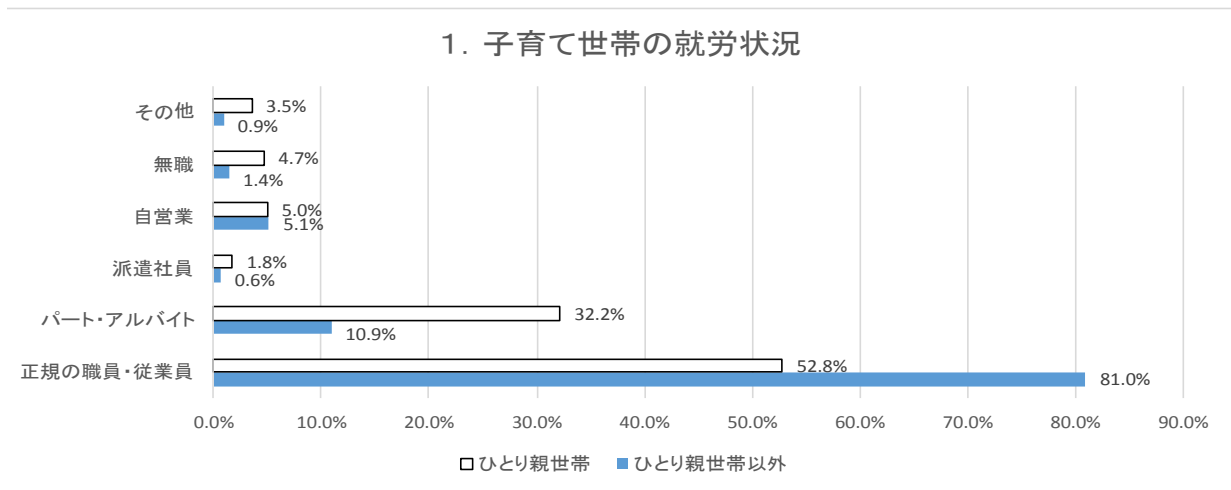
年度	25年度	26年度	27年度	28年度
高等職業訓練促進給付金	1			2

(3) アンケート調査の結果概要

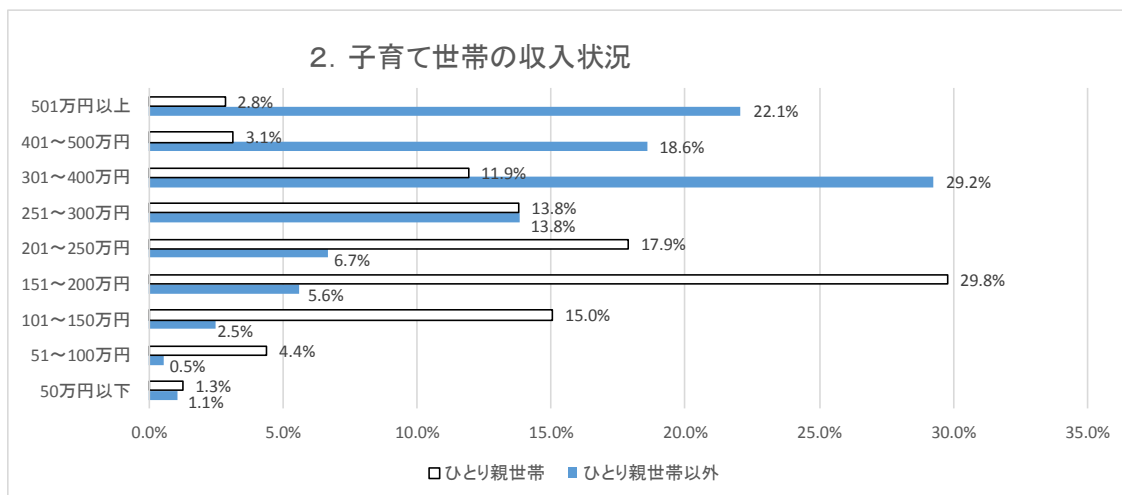
子育て世帯等の子育てに関するアンケート調査結果(由利本荘市)

	市調査	2000世帯	県調査	899世帯
回答数	982世帯	643世帯	339世帯	
回答率	33.87%	32.15%	37.71%	

※ひとり親世帯＝児童扶養手当受給・非受給
 ※ひとり親世帯以外＝ひとり親世帯以外の児童手当受給世帯

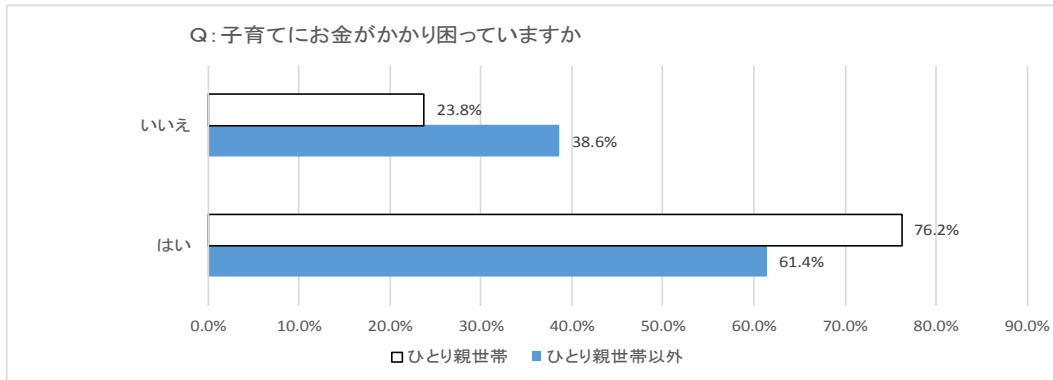


有効回答ひとり親339世帯の内訳、「正規の職員・従業員」52.8%、「パート・アルバイト」32.2%に対し、ひとり親世帯以外641世帯の内訳「正規の職員・従業員」81.0%、「パート・アルバイト」10.9%と、ひとり親世帯の非正規の割合が高い。

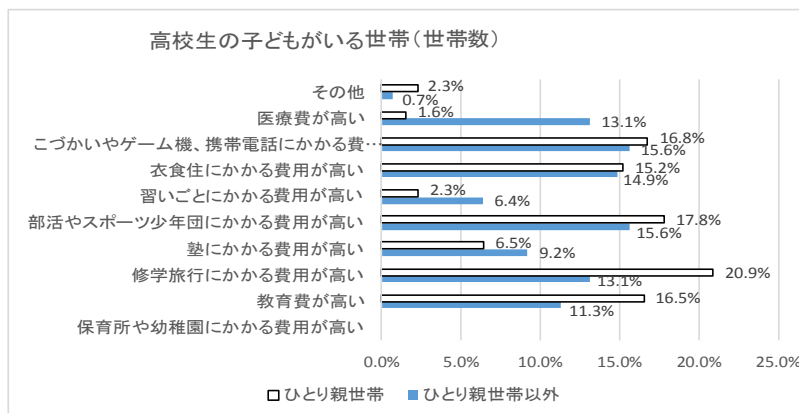
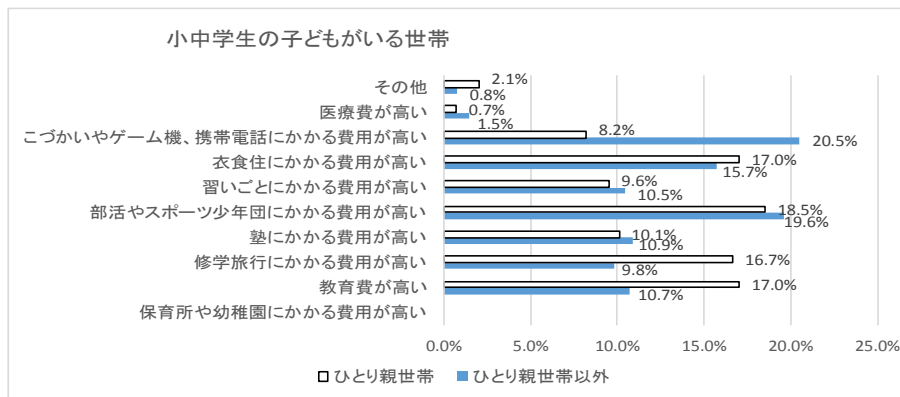
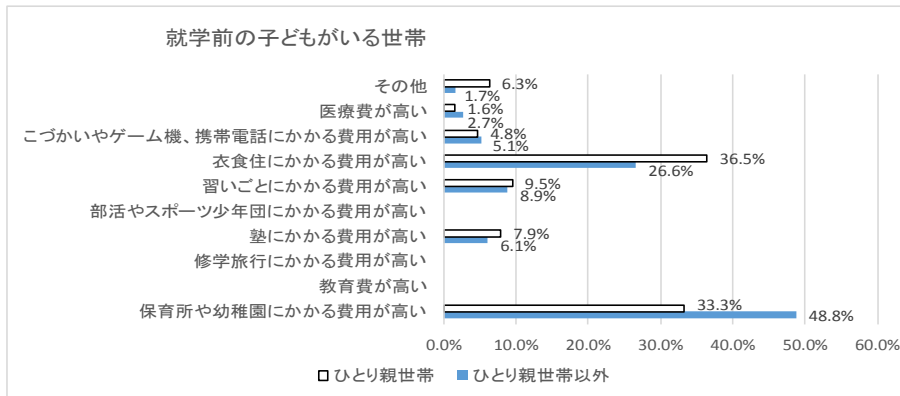


ひとり親世帯は「151～200万円」が最も多く、ひとり親世帯以外は「301～400万円」が最も多く、収入格差が出ている。

3-1. 子育てに関する困りごと

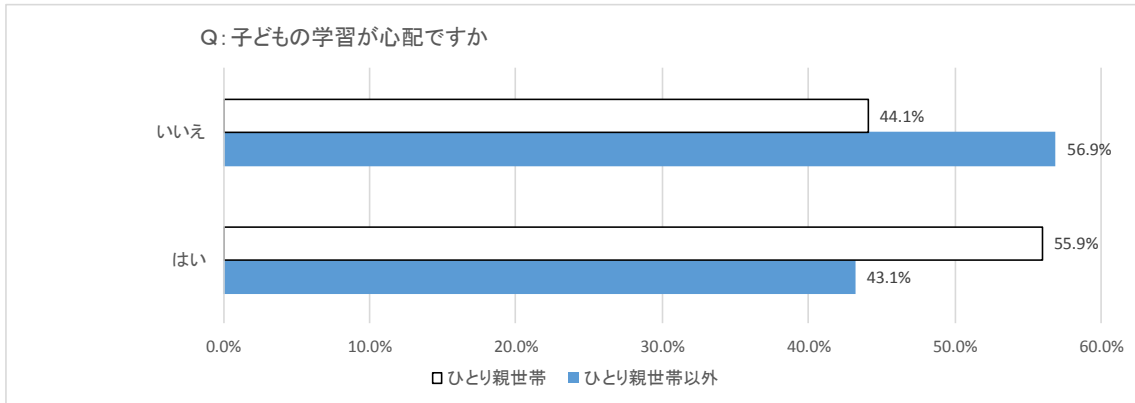


※「はい」の場合の理由

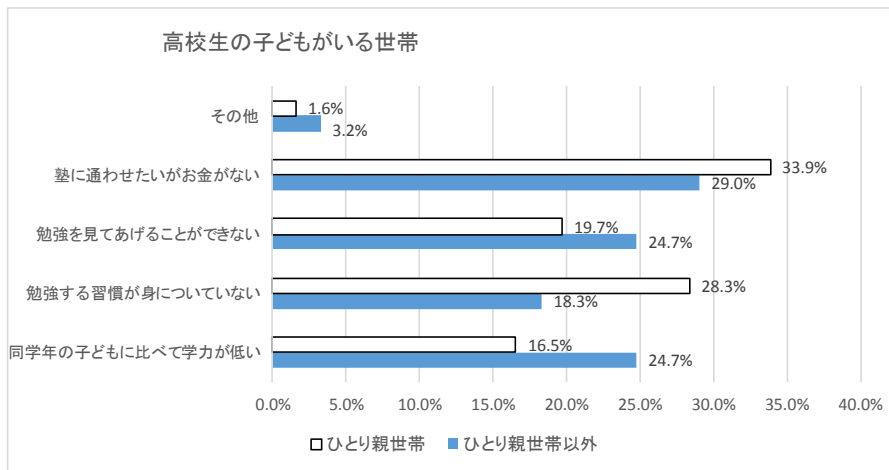
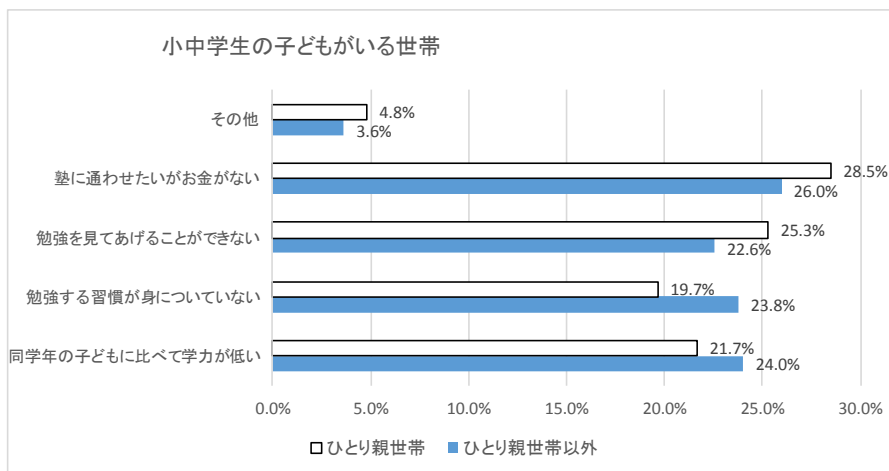


ひとり親世帯の有効回答数328世帯中、「はい」を選択した割合が250世帯(76.2%)と高い。

3-2. 子育てに関する困りごと

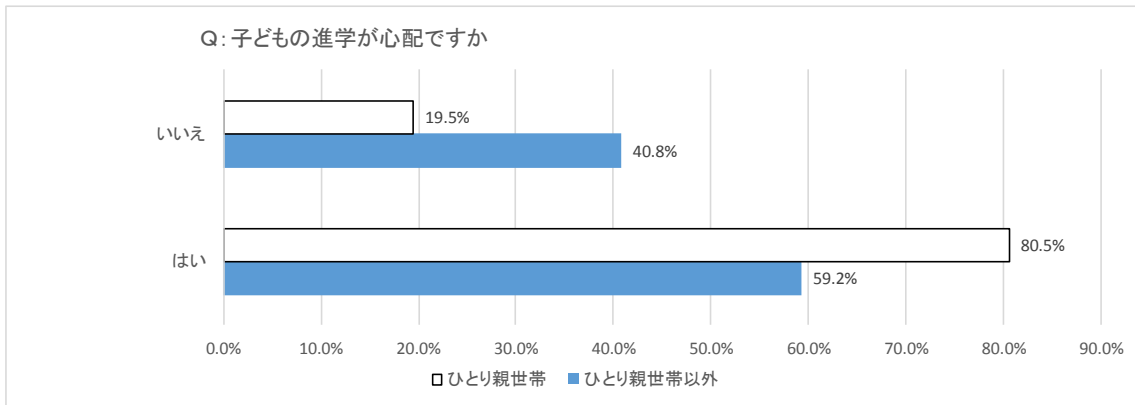


※「はい」の場合の理由

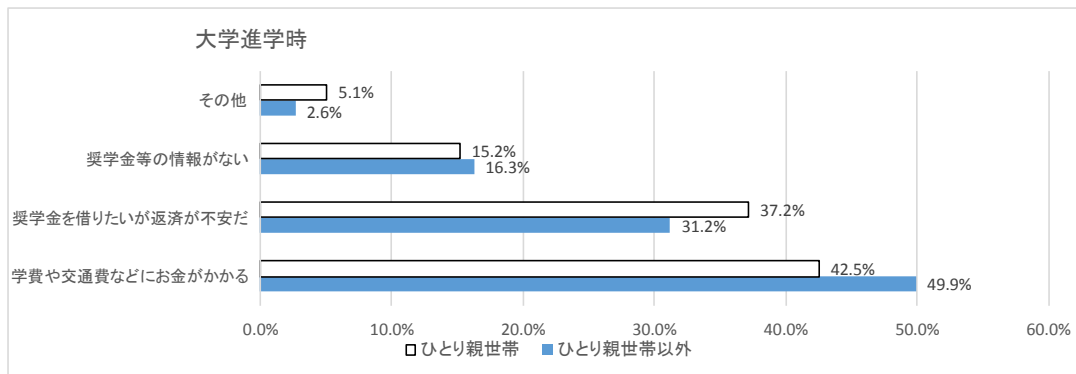
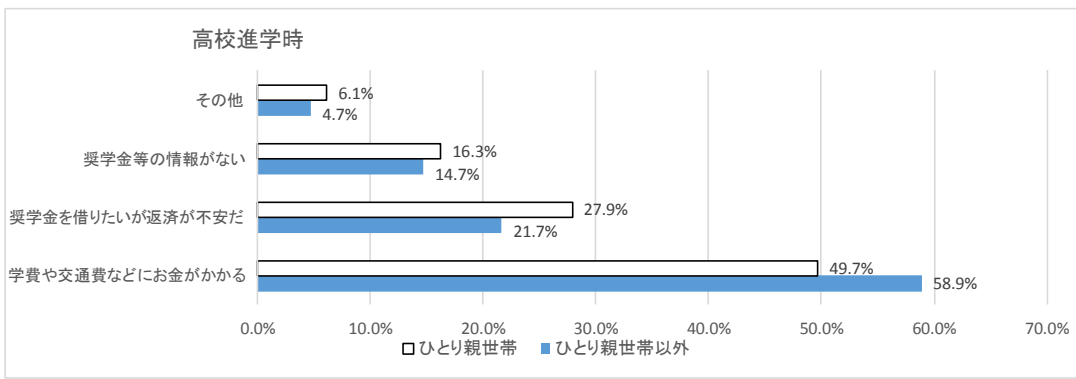


ひとり親世帯で半数以上が心配。「塾に通わせたいがお金がない」が多い。

3-3. 子育てに関する困りごと

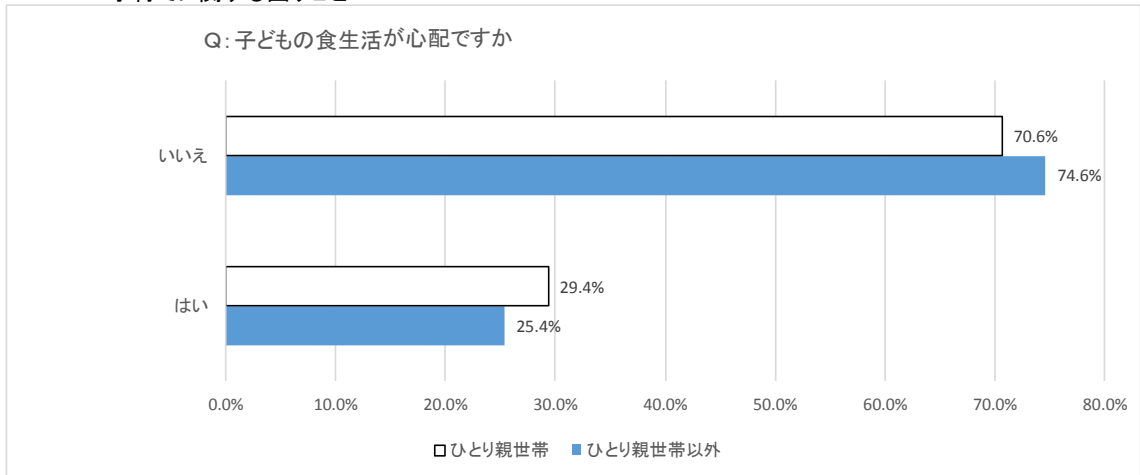


※「はい」の場合の理由

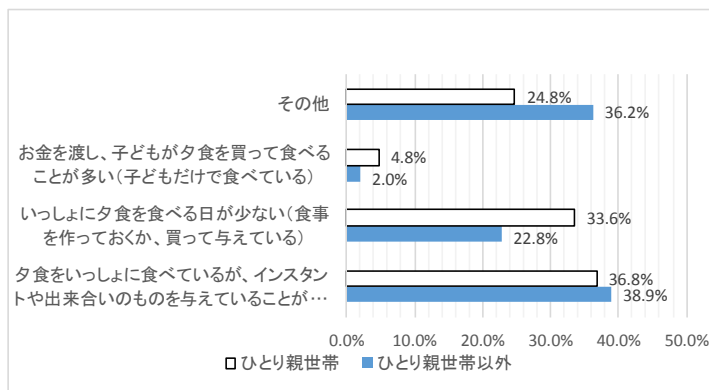


ひとり親世帯で8割、ひとり親世帯以外で6割が心配。理由は経済的なもの。

3-4. 子育てに関する困りごと



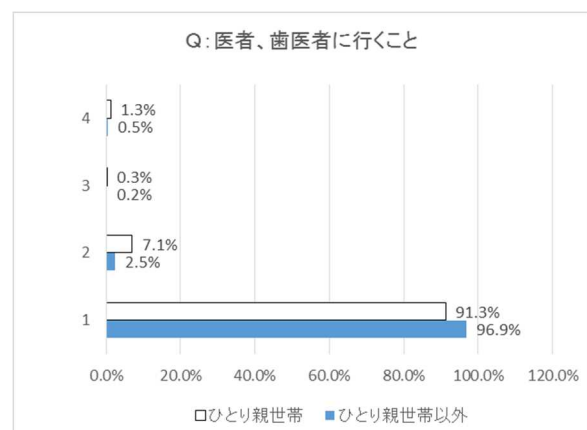
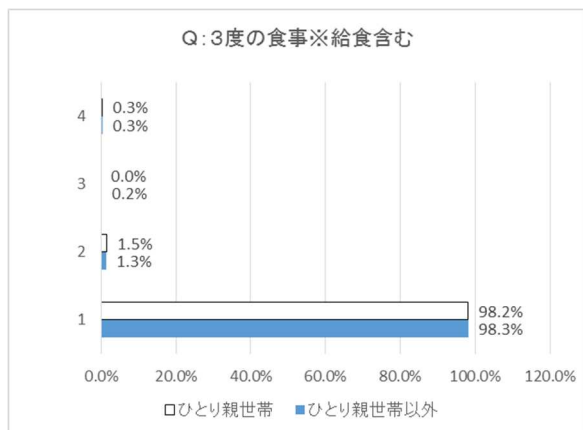
※「はい」の場合の理由



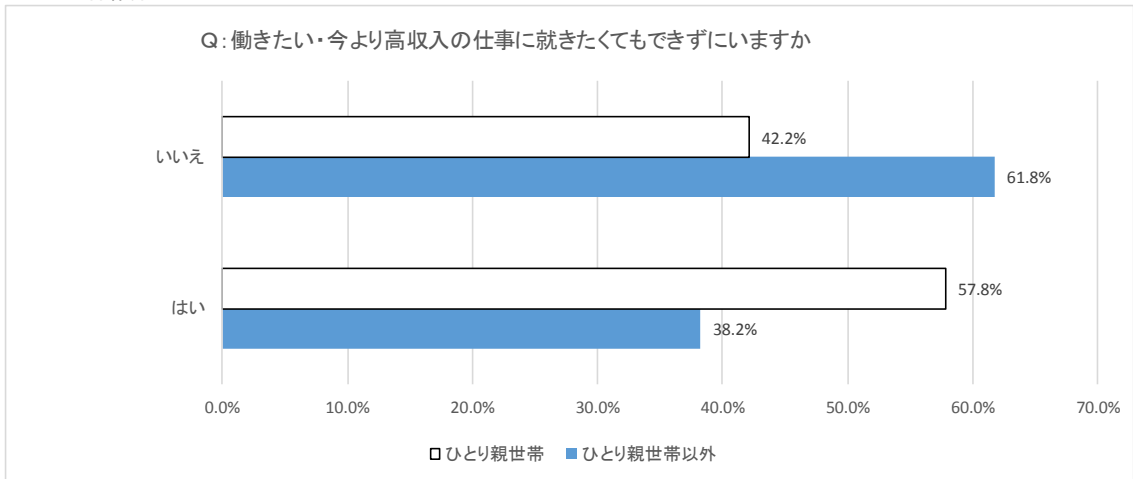
「はい」の理由に「インスタントや出来合いのものを与えている」割合が高い。

3-5: あなたの世帯では、子どもに対して次のことが実現できていますか？

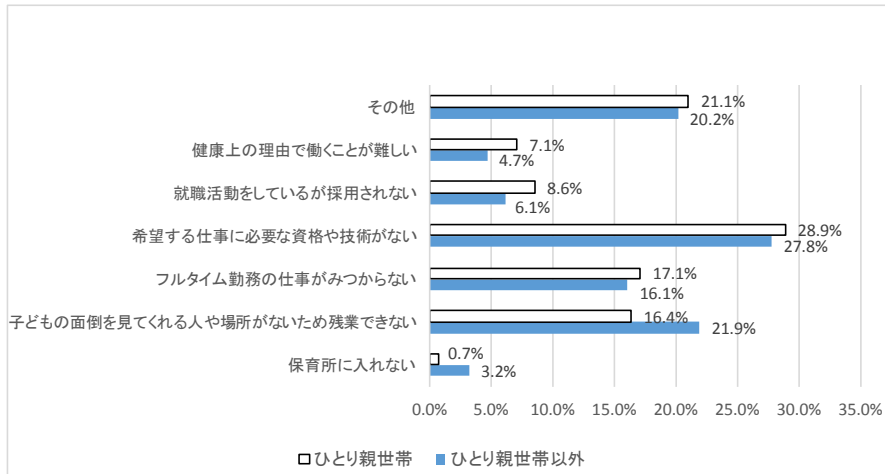
- 1 : 与えられている(与えていた、与えるつもり)
- 2 : 与えたいが、家庭の事情(経済・時間的)であたえられていない。
- 3 : 必要だとは思わないので、与えていない(与えていなかった、与えないつもり)
- 4 : どれとも言えない



4-1. 保護者の困りごと

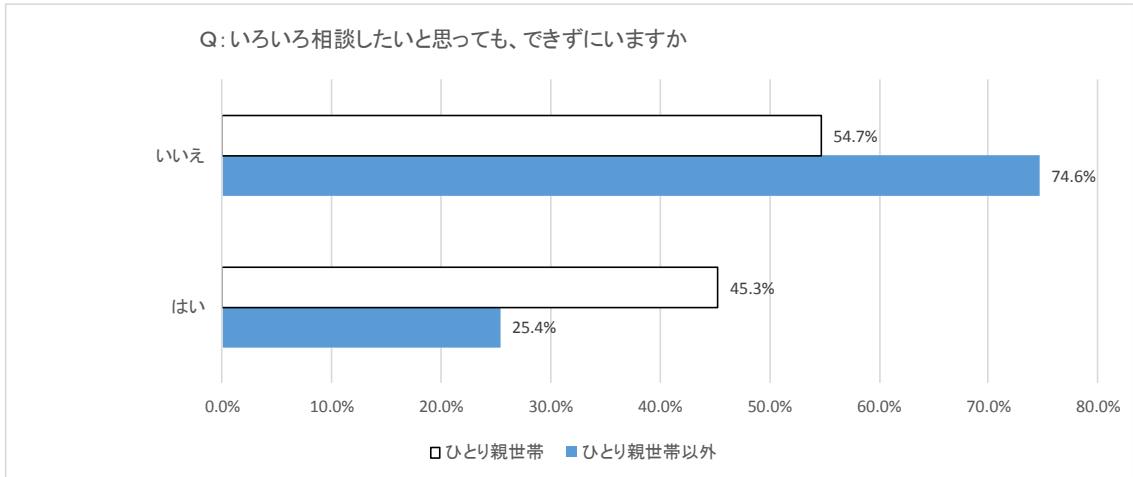


※ 「はい」の場合の理由

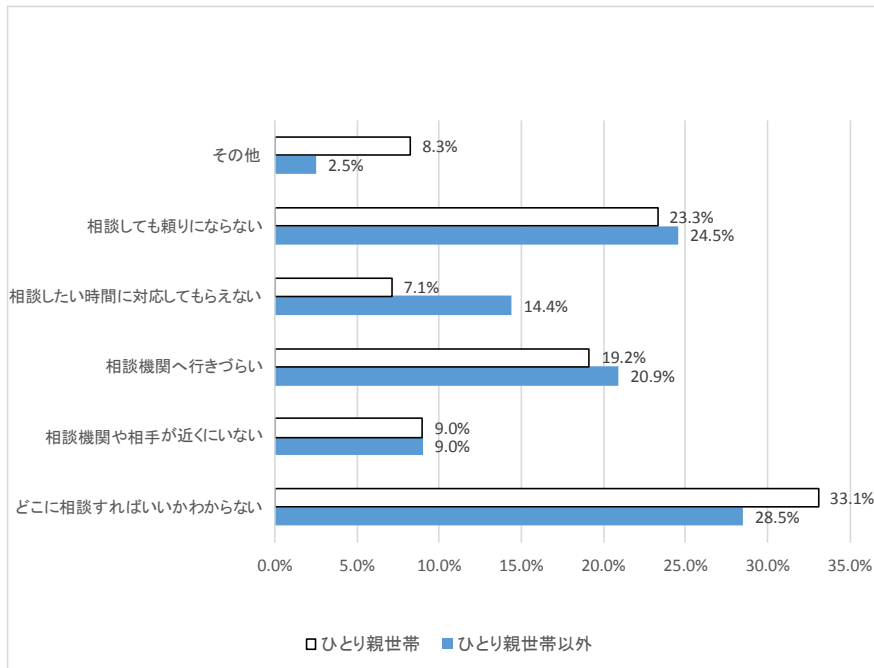


ひとり親世帯で半数以上が「はい」を選択。理由は資格など。

4-2. 保護者の困りごと



※「はい」の場合の理由



ひとり親世帯で半数近くが半数以上が「はい」を選択。理由は「どこに相談すればいいかわからない」「頼りにならない」「行きづらい」など。

2 アンケート結果からみた分析と課題

県の実施した「ひとり親世帯」と市が実施した「ふたり親世帯」のアンケート調査の結果を国の大綱における施策の分類ごとに分析したところ、次のような傾向や課題がみられました。

【教育の支援】

子どもの学習についての設問に、ひとり親世帯で半数以上が心配と答え、ふたり親世帯4割が心配と答えております。その理由としては、小中学生の子どもがいる世帯、高校生の子どものいる世帯ともに「塾に通わせたいがお金がない」が最も多くなっております。

子どもの進学については、ひとり親世帯で8割が、ふたり親世帯でも6割近くが心配と答え、その理由としては「学費や交通費などにお金がかかる」「奨学金を借りたいが返済が不安」「奨学金の情報がない」の順になっております。

このことから、高校進学や大学・短大等への進学にかかる費用に対する支援の充実や、学校期におけるきめ細やかな学習指導を行い、子どもたちが自らの将来について自ら選択できる環境づくりに努める必要があります。

【生活の支援】

子どもの食事については、両世帯とも9割以上が与えているが、子どもの食生活についての設問に、心配と回答した理由では、「インスタントや出来合いのものを与えている」の割合が高くなっております。また、医療機関の受診については、9割以上が与えられていると回答しており、福祉医療制度（マル福）の中学生までの完全無料化の恩恵が大きいと推察されるが、アンケートの自由記述には18歳までの制度拡充を望む声もみられます。

次に、保護者の様々な相談に関する設問では、「相談したいと思ってもできずにいる」との回答が、ふたり親世帯で2割5分だったのに対し、ひとり親世帯では半数近くになっております。その理由としては、「どこに相談すればいいかわからない」「相談しても頼りにならない」であることから、相談窓口や制度の周知と利用しやすい環境の整備が必要です。

【保護者に対する就労の支援】

子育て世帯の就労の状況では、特にひとり親世帯で「正規の職員・従業員」がほぼ5割となっております。

また、「今より高収入の仕事に就きたくてもできずにいるか」という設問では、ひとり親世帯で約6割、ふたり親世帯で約4割ができずにいると回答しており、子育て世帯の収入向上のための転職の相談や必要な資格や技能取得についての支援が必要です。ひとり親世帯では、その理由として「希望する仕事に必要な資格や技術がない」との回答の割合が高く、資格や技能取得のための支援のさらなる充実が求められています。

【経済的支援】

世帯の収入については、「足りていない」「やや足りていない」の合計がひとり親世帯で8割超、ふたり親世帯で7割超と両世帯とも満足度が低い。また、「子育てにお金がかかり困っていますか」という設問では、ひとり親世帯で7割超、ふたり親世帯で約6割が困っていると回答しています。その理由としては、就学前で「保育料や幼稚園にかかる費用」小中学生で「教育費」の割合が高く、保育料の助成の拡大や、就学援助制度等の周知を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

本市では、秋田県の計画との整合性を図りながら、計画を推進していくため、以下の4つの基本方針に沿って取り組んでいくこととします。

基本方針1:教育の支援

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学ぶ意欲をもち、質の高い教育によって能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境の整備と支援体制の充実を図ります。

・学校、関係機関との連携による相談体制の充実

- ① スクールカウンセラーの配置
- ② 広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ 心の教室相談事業
- ④ ふれあい教室

・地域による学習支援

- ① 放課後子ども教室推進事業
- ② 地域未来塾
- ③ 生活困窮者自立支援制度(学習支援事業)

・就学のための支援

- ① 要保護・準要保護児童生徒の援助
- ② 特別支援教育への援助
- ③ 母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付

基本方針2:生活の支援

貧困世帯の多くが、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な問題を抱えていることから、教育や福祉、地域など関係機関が密接に連携しながら包括的な支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの健全な成長を促します。

・保護者の自立支援

- ①生活福祉資金の貸付
- ②母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業・母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業
- ③母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応の充実
- ④母子生活支援施設への措置
- ⑤生活困窮者自立支援事業
- ⑥母子父子寡婦福祉資金の転宅資金や生活資金の貸付
- ⑦住居確保給付金の支給

・子育てに関する支援

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- ③保育サービスの提供(延長保育・一時預かり等)
- ④すこやか子育て支援事業
- ⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

・子どもの健康と生活の支援

- ①助産施設への措置
- ②乳児家庭全戸訪問
- ③乳幼児健康診査
- ④5歳児健康相談
- ⑤子どもの医療費助成(福祉医療制度)
- ⑥生活困窮世帯への食料支援

基本方針3: 保護者に対する就労の支援

保護者の就労は、生活の安定を図るうえで重要であるとともに、大人が働く姿を示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、教育的な意義からも大切であり、関係機関と連携しながら、就労環境の改善やワーク・ライフ・バランスへの取り組みを推進するとともに、ひとり親世帯のキャリアアップ支援の充実を図ります。

・就労に関する相談・情報提供

- ①ひとり親世帯を対象とした求職及び講習会等の情報提供
- ②被保護者就労支援事業

・資格・技能取得に向けた支援

- ①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業・母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業
- ②母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付

基本方針4: 経済的支援

子どもの貧困対策を進めていくにあたっては、教育や生活、就労に係る様々な取組を進めるほか、世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当等の給付、貸付制度などにより、経済面から世帯の生活基盤を支えていきます。

- ①母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ②生活保護事業
- ③児童扶養手当の支給
- ④子どもの医療費助成(福祉医療制度):再掲
- ⑤修学旅行助成事業
- ⑥生活福祉資金の貸付
- ⑦子育て支援金

第4章 施策の展開

基本方針1：教育の支援

学校、関係機関との連携による相談体制の充実

事業名	事業概要	実施	担当
スクールカウンセラーの配置	各学校における教育相談体制の充実を図り、不登校やいじめの暴力行為等問題行動の改善を図る。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	実施	担当
広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、不登校やいじめなどの問題の早期発見・早期解決に努める。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	実施	担当
心の教室相談事業	市内中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒の悩みや不安の相談にあたる。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	実施	担当
ふれあい教室	不登校適応指導教室内に教育相談員等を配置し、児童生徒が悩みを打ち明けられる場所を提供するとともに相談に応じる。	継続	学校教育課

地域による学習支援

事業名	事業概要	実施	担当
放課後子ども教室推進事業	小学校の空き教室等を利用し、放課後の子ども達に健全な遊びの場や体験活動の機会を提供する。	継続	生涯学習課

事業名	事業概要	実施	担当
地域未来塾	家庭での学習が困難であったり学習の習慣が身についていない児童・生徒に対し、地域等の協力により学習支援を実施する。(生活困窮世帯を含む) (平成29年度より実施予定)	新規	生涯学習課

事業名	事業概要	実施	担当
生活困窮者自立支援制度 (学習支援事業)	経済的な理由で学習が困難な状況にある子どもの学習を支援する。	未実施	福祉支援課

基本方針 1 : 教育の支援

就学のための支援

事業名	事業概要	実施	担当
要保護・準要保護児童生徒の援助	経済的に就学が困難であると認められる小学生・中学生の保護者に対し、市が就学に必要な経費の一部を援助する。	継続	学校教育課

事業名	事業概要	実施	担当
特別支援教育への援助	特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助する。(特別支援学級)	継続	学校教育課

事業名	事業概要	実施	担当
母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付	母子・父子家庭及び寡婦に対し、修学資金及び就学支度資金の貸付を行う。	継続	子育て支援課

基本方針 2 : 生活の支援

保護者の自立支援

事業名	事業概要	実施	担当
生活福祉資金の貸付	生活に困窮している方に生活資金の貸付を行う。	継続	社会福祉協議会

事業名	事業概要	実施	担当
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子寡婦等高等職業訓練促進給付金事業	市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給する。市が定める資格の取得を目的に、2年以上にわたり養成機関で受講する場合の生活費及び修了一時金を支給する。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
母子・父子自立支援員・家庭相談員による相談対応の充実	ひとり親世帯への就労等の相談や資金貸付の相談、児童の養育に関する相談に対し、適切な助言や支援等を行う。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
母子生活支援施設への措置	生活上、支援を要する母子世帯について、母子生活支援施設に入所措置し、生活の安定や自立を支援させる。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、様々な理由により、生活に困っている方の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。	継続	福祉支援課

事業名	事業概要	実施	担当
母子父子寡婦福祉資金の転宅資金や生活資金の貸付	ひとり親や寡婦に対して、転宅資金や生活資金をおこなう。市子育て支援課が窓口となり受け付ける。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
住居確保給付金の支給	生活困窮者自立支援法に基づき、離職により住居を失う、または失う恐れのある方に対し、給付金を支給する。	継続	福祉支援課

基本方針 2 : 生活の支援

子育てに関する支援

事業名	事業概要	実施	担当
地域子育て支援拠点事業	主に未就園児とその保護者を対象に、交流の場や子育ての相談、情報提供など子育て世帯への支援を行う。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助に関する調整を行う。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
保育サービスの提供(延長保育・一時預かり等)	保育所における休日保育、延長保育、一時預かりなど利用者ニーズに応え、必要な保育を行う。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
すこやか子育て支援事業	保育料等の保護者負担軽減のため、世帯の収入の状況に応じて保育料等の軽減をする。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が日中いない小学生児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童健全な育成を図る。	継続	子育て支援課

基本方針 2 : 生活の支援

子どもの健康と生活の支援

事業名	事業概要	実施	担当
助産施設への措置	経済的に入院することが困難な妊産婦に対し、入所措置し安心して出産できるよう援助する。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
乳児家庭全戸訪問	生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭に保健師や看護師が訪問し、子育てに関する支援や情報提供、養育環境の把握などを実施し、乳児の健全な育成環境の確保に努める。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
乳幼児健康診査	乳幼児が順調に发育しているかをみるために、小児科医の健康診査や歯科医師、保健師、栄養士などによるアドバイスを行う。4ヶ月健診・7ヶ月健診・10ヶ月健診・1歳6ヶ月健診・2歳児歯科健診・3歳児健診	継続	健康管理課

事業名	事業概要	実施	担当
5歳児健康相談	年中児を対象に、安心して就学を迎えていただくために教育専門監・臨床心理士・言語聴覚士・保健師・栄養士がアドバイスを行う。	継続	健康管理課

事業名	事業概要	実施	担当
子どもの医療費助成(福祉医療制度)	中学生までの児童およびひとり親家庭の18歳までの児童の医療費の自己負担分を無料とする。	継続	市民課

事業名	事業概要	実施	担当
生活困窮世帯への食料支援	自立相談支援機関の相談過程等において、緊急に食料が必要と判断された場合に関係機関と連携し食料支援を行う。	新規	社会福祉協議会

基本方針 3 : 保護者に対する就労の支援

就労に関する相談・情報提供

事業名	事業概要	実施	担当
ひとり親世帯を対象とした求職及び講習会等の情報提供	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母及び父を対象に、就業に関する相談や技能取得講習会の実施、就業情報提供などを実施している。	継続	ひとり親家庭就業・自立支援センター

事業名	事業概要	実施	担当
生活保護受給者に対する就労支援員による支援	生活保護受給者の就職を専任の就労支援員が支援する。	継続	福祉支援課

資格・技能取得に向けた支援

事業名	事業概要	実施	担当
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業・母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給する。市が定める資格の取得を目的に、2年以上にわたり養成機関で受講する場合の生活費及び修了一時金を支給する。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付	ひとり親家庭や寡婦に対して、技能習得資金や生活資金の貸付を行う。	継続	子育て支援課

基本方針 4 : 経済的支援

事業名	事業概要	実施	担当
母子父子寡婦福祉資金の貸付	県の事業として、ひとり親や寡婦に対して、各種資金の貸付等を行っている。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
生活保護事業	資金などを活用してもなお生活が困窮している方に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援する制度。就学に係る費用について教育扶助などを支給し生活の安定を図る。	継続	福祉支援課

事業名	事業概要	実施	担当
児童扶養手当の支給	ひとり親または父母のうちどちらかが重度の障害を持つなどの場合、児童の父母または父母にかわって児童を養育するものに、手当を支給する。	継続	子育て支援課

事業名	事業概要	実施	担当
子どもの医療費助成(福祉医療制度)	中学生までの児童およびひとり親家庭の18歳までの児童の医療費の自己負担分を無料とする。	継続	市民課

事業名	事業概要	実施	担当
修学旅行助成事業	要保護・準要保護家庭の中学生に対し、修学旅行に係る費用の一部を助成する。	継続	社会福祉協議会

事業名	事業概要	実施	担当
生活福祉資金の貸付	生活に困窮している方に生活資金の貸付を行う。	継続	社会福祉協議会

事業名	事業概要	実施	担当
子育て支援金	次代を担う新生児の誕生を祝うとともに子育て支援を推進するため一時金を支給する。 (第2子: 10万円、第3子以降20万円)	継続	子育て支援課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

由利本荘市は、国や秋田県と連携し、地域の実情に応じた効果的な対策を積極的に講じ、本計画の着実な推進を図るとともに、困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な自治体として、様々な関係者の間で支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を行っていくための中心的な役割を担っていきます。

2 計画の進捗管理と計画の見直し

本計画の策定後においては、子どもの貧困対策に関する施策の評価を行うため、計画の推進状況の点検や検討を行います。

また、本計画は社会情勢の変化、子どもの貧困に関する状況、計画に掲げる施策の実施状況や、国及び県の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを検討します。

3 各種施策の周知について

本計画に掲げる施策については、支援を要する方が支援を受けやすくできるよう、市ホームページやガイドブック等により制度周知や情報提供に努めてまいります。

由利本荘市 子どもの生活応援計画

平成29年3月

由利本荘市健康福祉部 子育て支援課
